

### 2-4-3 先端設備等導入計画による償却資産税軽減制度

Q 購入予定の再生可能エネルギー設備の償却資産税を計算してみたら思った以上に高額となってしまいました。

何とか償却資産税を軽減する方法はありませんか？

A 令和5年(2023年)3月31日まで期間施行されている償却資産税軽減制度は先端設備等導入計画による償却資産税軽減制度がございます。

この制度の適用を受けるためには、いくつかの要件を満たす必要がありますが、市町村から認定を受けた場合、償却資産税が1/2から最大0円にまで軽減することができます。

(H)

#### 解説

#### 1. 先端設備等導入計画による償却資産税軽減制度の概要

平成30年度税制改正において施行されました「生産性向上特別措置法」は中小企業・小規模事業者等が、設備投資を通じて労働生産性の向上を図るための計画です。

この計画は、中小企業等経営強化法第2条第1項に規定する中小事業者等(注1)が、適用期間内に、市区町村から認定を受けた「先端設備導入計画」に基づき、一定の設備(注2)を新規取得した場合、新規取得設備に係る固定資産税の課税標準が3年間にわたってゼロ～1/2の間で市町村が定めた割合に軽減されます。

#### 注1 〈中小企業等経営強化法第2条第1項に規定する中小事業者等〉とは

業種分類	中小企業等経営強化法第2条第1項の定義		
	資本金の額又は出資の総額	又は 常時使用する従業員の数	
製造業その他※	3億円以下	300人以下	
卸売業	1億円以下	100人以下	
小売業	5千万以下	50人以下	
サービス業	5千万以下	100人以下	
政令指定業種	ゴム製品製造業※※	3億円以下	900人以下
	ソフトウェア業又は情報処理サービス業	3億円以下	300人以下
	旅館業	5千万以下	200人以下

\* 「製造業その他」は、上記「卸売業」から「旅館業」まで以外の業種が該当します。

\*\*自動車又は航空機用タイヤ及びチューブ製造業並びに工業用ベルト製造業を除く。

また、企業組合、協業組合、事業協同組合等についても先端設備等導入計画の認定を受け

ることができます。

中小企業者に該当する法人形態等に以下になります。

(1)個人事業主

(2)会社（会社法上の会社（有限会社を含む。）及び士業法人）

(3)企業組合、協業組合、事業協同組合、事業協同小組合、協同組合連合会、水産加工業協同組合、水産加工業協同組合連合会、商工組合（「工業組合」「商業組合」を含む。）、商工組合連合会（「工業組合連合会」「商業組合連合会」を含む。）、商店街振興組合、商店街振興組合連合会

(4)生活衛生同業組合、生活衛生同業小組合、生活衛生同業組合連合会、酒造組合、酒造組合連合会、酒造組合中央会、酒販組合、酒販組合連合会、酒販組合中央会、内航海運組合、内航海運組合連合会、技術研究組合

※(1)及び(2)の場合、上記の表の資本金と従業員のどちらか一方を満たせば中小企業です。

※(1)個人事業主の場合は開業届が提出されていること、法人（(2)～(4)）の場合は法人設立登記がされていることが必要です。

〈引用〉先端設備等導入計画策定の手引き

注2 一定の設備とは？

労働生産性の向上に必要な生産、販売活動等の用に直接供される対象設備のうち、以下の2つの要件を満たすもの。

要件①：一定期間内に販売されたモデル。

（最新モデルである必要はありません。中古資産は対象外です。）

要件②：生産性の向上に資するものの指標（生産効率、エネルギー効率、精度など）が旧モデルと比較して年平均1%以上向上している設備

〈対象設備〉

設備の種類	最低価格	販売開始時期	その他
機械装置	160万以上	10年以内	※事業用家屋については、取得価格の合計額が300万以上の先端設備とともに導入されたもの。
工具	30万以上	5年以内	
器具備品	30万以上	6年以内	
建物附属設備	60万以上	14年以内	
構築物	120万以上	14年以内	

※1 償却資産として課税されるものに限る。

※2 上記表はあくまで対象となり得る対象設備のリストになります。

市区町村が策定する「導入促進基本計画」によっては、全量売電を行う太陽光発電設備は適用対象から除外されている場合、設置する市に本店や事務所などがない場合は対象外に

なる場合、設立後間もない企業は対象外とするなどの適用要件が定められ、結果的に適用を受けられないケースがございますので、ご注意ください。

〈引用〉先端設備等導入計画策定の手引き

## 2. 先端設備導入計画の記載内容について

中小企業者が、一定期間内（注1）に、労働生産性（注2）を、一定程度向上（注3）させるため、先端設備等を導入する計画（注4）を策定し、その内容が新たに導入する設備が所在する市区町村の「導入促進基本計画」に合致する場合に認定を受けられます。

注1 一定期間内とは

3年間、4年間又は5年間。

※市区町村が作成する導入促進基本計画で定めた期間となります。

注2 労働生産性とは

労働生産性は以下の算式によって算定します。

営業利益＋人件費＋減価償却費/労働投入量（※）

※ 労働投入量

労働者数又は労働者数×1人当たり年間就業時間のことを指します。

注3 一定程度向上について

直近の事業年度末比で労働生産性が年平均3%以上向上していること。

## 3. 申請のスケジュール

設備の取得日までに、先端設備等導入計画の認定を受ける必要があります。設備の取得日の1か月以上前までに申請をすれば、通常は、間に合うスケジュールと言えます。

## 4. 先端設備導入計画の手続き代行サービスについて

先端設備等導入計画の手続きですが、太陽光発電事業（または風力発電事業）及び本業の事業計画策定、事業分析等を行い、かつ、税理士等の事前確認を要するため、申請は非常に複雑となっております。

当社団法人では、その申請代行サービスをしております。

この申請代行手続き、低圧1区画の申請を前提として、15万円（消費税別途）の報酬でお受けをしております。高圧の場合には、別途お見積もりを提示させていただきます。

この特例の適用を受けるためには、各市町村が定める要件を満たす必要があり、市町村によっては、要件を満たすことができず、適用を受けられないことがあります。

(日光市などは外観を壊すという理由で太陽光発電設備が除外されております。)

万が一、要件を満たせず、認定を受けられない場合には、弊社報酬は、1円も頂きません。

以下、当社団法人の広告を掲げておきます。

## 先端設備等導入計画による償却資産税の軽減特例のご案内

### 償却資産税の軽減特例と申請代行サービスのご案内

全量売電を行う太陽光発電設備に対して適用可能な償却資産税の軽減制度は、現在、先端設備等導入計画税制のみとなっております。こちらの税制は、令和3年3月末までの期限でしたが、コロナ対策の一環の税制対応において、令和5年3月末までの期限に延長されております。なお、この税制は、中小事業者等限定であり、設置場所の市町村によっては、太陽光発電設備に対する適用を除外しているの注意してください。

例えば、1,500万円の設備の場合、当初3年間で課税される償却資産税は、本来19.7万円+17.2万円+15.0万円=51.8万円ですが、手続きが成功すればこちらが0円となり、51.8万円の節税効果が生じます。なお、0円になるかどうかは、市町村によります。

この手続きでは、太陽光発電事業(または風力発電事業)及び本業の事業計画策定、事業分析等を行い、かつ、税理士等の事前確認を要するため、申請は複雑です。当社団法人では、その申請代行サービスを行っています。

この申請代行手続き、低圧1区画の申請を前提として、通常15万円(消費税別途)の報酬でお受けをしておりますが、当社団法人の会員様に対しては、12万円(消費税別途)の報酬でお受けいたします。高圧の場合には、別途お見積もりを提示させていただきます。

この特例の適用を受けるためには、各市町村が定める要件を満たす必要があり、市町村によっては、要件を満たすことができず、適用を受けられないことがあります。万が一、要件を満たせず、認定を受けられない場合には、報酬は、1円も頂きません。(完全成功報酬)

### スケジュール

設備の取得日までに、先端設備等導入計画の認定を受ける必要があり、設備の取得日の2か月以上前までに申し込みを頂けば、通常は、間に合うスケジュールとなります。

ただ、市町村によっては、特別な手続きを定めていたり、審査に時間を要する可能性もあります。余裕のあるスケジュールで申し込んで頂き、場合によっては、計画の認定を待ってから、引渡し、連系を行うことも重要でしょう。

なお、当社団法人への申込み時点で、取得日まで1ヶ月の期間がない案件は、申請の受付は、致しかねますので、ご了承ください。

一般社団法人再生可能エネルギー普及促進協会 担当:坂本、山田

住所 : 東京都練馬区豊玉北3丁目25番8号-201

電話 : 03-6914-9528 FAX : 03-6914-9529

メールアドレス : info@saiene.or.jp

本パンフレットに関して、ご不明な点がございましたら、お電話、メール等にて、お気軽にお尋ねください。詳しくは、当社ホームページ(<https://www.saiene.or.jp/>)をご覧ください。

for Eternal Japan 一般社団法人  
再生可能エネルギー普及促進協会